

令02原機(科保)006  
令和2年4月6日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所  
所長 大井川 宏之

「原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画」の読み替えについて(連絡)

「原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律」の改正(平成30年12月12日公布)を受け、令和2年4月1日付けで日本原子力研究開発機構として原子力損害賠償実施方針の作成及び公表を行いました。この中で、防災基本計画を踏まえて、原子力損害が発生した場合における被害申出窓口の開設の方針について定めているところです。

これに合わせ、平成31年3月25日付けで提出しました「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画」につきまして、被災者相談窓口の設置に係る表現について防災基本計画と整合を図るため、令和2年4月1日から読み替えが必要となりました。

更に、副原子力防災管理者の職務上の地位の名称変更及び国土交通省の組織再編による組織名称変更に伴い、同様に令和2年4月1日から読み替えが必要となりました。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について(規程)」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間、添付資料のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

添付資料

- ・「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

## 原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前（平成31年3月25日修正版）	読み替え後（令和2年4月1日から適用）	理 由
<p>目次（省略） 別図、別表、様式一覧（省略） 第1章 ～ 第3章（省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 原子力災害中長期対策</b></p> <p>現地対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害中長期対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第1節 緊急事態応急対策等の報告</p> <p>現地対策本部長は、原子力緊急事態が発生したときは、その状況及び実施した緊急事態応急対策の概要並びに原子力災害中長期対策の実施の方針を原子力緊急事態解除宣言のあった日から速やかに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に報告する。なお、事業所外運搬の場合にあっては、上記報告先の他、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長及び防災関係機関にその旨を報告する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 復旧対策</p> <p>1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施                  現地対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、計画及び実施内容並びに実施状況について原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長及び関係周辺市町村長に報告する。</p> <p>(1) 原子力施設の損傷状況及び汚染状況の把握                  (2) 原子力施設の除染、放射線の遮蔽等の実施                  (3) 原子力施設損傷部の修理及び改造の実施                  (4) 放射性物質の追加放出の防止                  (5) 原子力災害中長期対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項</p> <p>2. 被災者の相談窓口の設置  <u>現地対策本部長</u>は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</p> <p>3. 現地対策本部の解散                  現地対策本部長は、原子力災害中長期対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断したときは、第2章第2節第1項に基づき現地対策本部を解散するとともに、その旨を関係機関に連絡する。</p>	<p>目次（変更なし） 別図、別表、様式一覧（変更なし） 第1章 ～ 第3章（変更なし）</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 原子力災害中長期対策</b></p> <p>現地対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害中長期対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第1節 緊急事態応急対策等の報告</p> <p>現地対策本部長は、原子力緊急事態が発生したときは、その状況及び実施した緊急事態応急対策の概要並びに原子力災害中長期対策の実施の方針を原子力緊急事態解除宣言のあった日から速やかに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に報告する。なお、事業所外運搬の場合にあっては、上記報告先の他、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長及び防災関係機関にその旨を報告する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 復旧対策</p> <p>1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施                  現地対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、計画及び実施内容並びに実施状況について原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長及び関係周辺市町村長に報告する。</p> <p>(1) 原子力施設の損傷状況及び汚染状況の把握                  (2) 原子力施設の除染、放射線の遮蔽等の実施                  (3) 原子力施設損傷部の修理及び改造の実施                  (4) 放射性物質の追加放出の防止                  (5) 原子力災害中長期対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項</p> <p>2. 被災者の相談窓口の設置  <u>機構対策本部長</u>は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。</p> <p>3. 現地対策本部の解散                  現地対策本部長は、原子力災害中長期対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断したときは、第2章第2節第1項に基づき現地対策本部を解散するとともに、その旨を関係機関に連絡する。</p>	<p>原子力損害の賠償に関する法律の改正に伴い、機構において原子力損害賠償実施方針が策定されたことから、被災者の相談窓口の設置の表現について防災基本計画との整合</p>

## 原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前（平成31年3月25日修正版）	読み替え後（令和2年4月1日から適用）	理 由
<p>4. 原因究明と再発防止対策の実施 原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。</p> <p>5. 原子力防災要員等の派遣 原子力防災管理者は、ERC、OFC、茨城県知事、東海村長、関係周辺市町村長及びその他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害中長期対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表-15(3)に定める原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与その他要請に応じて必要な措置を講じる。なお、現地対策本部長は、得られた情報及び要求事項について事業所内に周知を行う。</p> <p>(1) 広報活動に関する事項</p> <p>① 原子力科学研究所とOFCとの情報交換</p> <p>② 報道機関への情報提供</p> <p>③ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員等の対応</p> <p>(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項</p> <p>① 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（初期被ばく医療への協力を含む）</p> <p>② 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p> <p>③ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>派遣された原子力防災要員等は、OFCに設置される原子力災害現地対策本部及び自治体災害対策本部等派遣先の指示に基づき、必要な業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報及び要請事項等について現地対策本部長と密に連絡をとり報告する。</p> <p>また、原子力防災管理者は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を基に必要な措置を講じるとともに、機構の他事業所又は他の原子力事業者の応援も必要とするときは、機構対策本部長に要請する。</p> <p>第5章（省略） 別図-1(1) ～ 別図-2(1)（省略）</p>	<p>4. 原因究明と再発防止対策の実施 原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。</p> <p>5. 原子力防災要員等の派遣 原子力防災管理者は、ERC、OFC、茨城県知事、東海村長、関係周辺市町村長及びその他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害中長期対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表-15(3)に定める原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与その他要請に応じて必要な措置を講じる。なお、現地対策本部長は、得られた情報及び要求事項について事業所内に周知を行う。</p> <p>(1) 広報活動に関する事項</p> <p>① 原子力科学研究所とOFCとの情報交換</p> <p>② 報道機関への情報提供</p> <p>③ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員等の対応</p> <p>(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項</p> <p>① 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（初期被ばく医療への協力を含む）</p> <p>② 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p> <p>③ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>派遣された原子力防災要員等は、OFCに設置される原子力災害現地対策本部及び自治体災害対策本部等派遣先の指示に基づき、必要な業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報及び要請事項等について現地対策本部長と密に連絡をとり報告する。</p> <p>また、原子力防災管理者は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を基に必要な措置を講じるとともに、機構の他事業所又は他の原子力事業者の応援も必要とするときは、機構対策本部長に要請する。</p> <p>第5章（変更なし） 別図-1(1) ～ 別図-2(1)（変更なし）</p>	<p>を図る。</p>

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前 (平成 31 年 3 月 25 日 修正版)		読み替え後 (令和 2 年 4 月 1 日から適用)		理 由
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">現地対策本部</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓ (FAX、電話)</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">現地対策本部</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓ (FAX、電話)</div>		
区 分	関 係 機 関	区 分	関 係 機 関	
官庁関係	内閣府 (内閣総理大臣)	内閣府 (内閣総理大臣)		国土交通省の組織再編による組織名称変更
	内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付)	内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付)		
	内閣官房 (内閣情報集約センター)	内閣官房 (内閣情報集約センター)		
	内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付	内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付		
	原子力規制庁 (緊急事案対策室)	原子力規制庁 (緊急事案対策室)		
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所		
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所 (原子力防災専門官)	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所 (原子力防災専門官)		
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所 (上席放射線防災専門官)	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所 (上席放射線防災専門官)		
	文部科学省 原子力課	文部科学省 原子力課		
	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課		
	総務省 消防庁 応急対策室	総務省 消防庁 応急対策室		
	国土交通省 (海事局検査測度課: 海上輸送の場合) *外運	国土交通省 (海事局検査測度課: 海上輸送の場合) *外運		
	(自動車局環境政策課: 陸上輸送の場合) *外運	(自動車局安全・環境基準課: 陸上輸送の場合) *外運		
	現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会 *設置	現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会 *設置		
	関係省庁事故対策連絡会議及び原子力災害対策 (警戒) 本部 *設置	関係省庁事故対策連絡会議及び原子力災害対策 (警戒) 本部 *設置		
	原子力緊急時支援・研修センター	原子力緊急時支援・研修センター		
	水戸労働基準監督署	水戸労働基準監督署		
	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部		
	茨城県警察本部	茨城県警察本部		
	茨城県防災・危機管理課	茨城県防災・危機管理課		
	茨城県ひたちなか警察署	茨城県ひたちなか警察署		
	第三管区海上保安本部茨城海上保安部	第三管区海上保安本部茨城海上保安部		
	日立市消防本部	日立市消防本部		
特定事象が発生した場所を管轄する警察機関、消防機関及び海上保安部署 *外運	特定事象が発生した場所を管轄する警察機関、消防機関及び海上保安部署 *外運			
地方自治体	茨城県原子力安全対策課	地方自治体	茨城県原子力安全対策課	
県	茨城県原子力安全対策課	県	茨城県原子力安全対策課	
所在	東海村防災原子力安全課	所在	東海村防災原子力安全課	
隣接	ひたちなか市	隣接	ひたちなか市	
	那珂市		那珂市	
	日立市		日立市	
	常陸太田市		常陸太田市	
	常陸大宮市		常陸大宮市	
隣々接	水戸市	隣々接	水戸市	
	城里町		城里町	
	大洗町		大洗町	
	常陸大宮市		常陸大宮市	
その他	特定事象が発生した場所を管轄する都道府県及び市町村 *外運	その他	特定事象が発生した場所を管轄する都道府県及び市町村 *外運	
その他関係機関	茨城沿海地区漁業協同組合連合会	その他関係機関	茨城沿海地区漁業協同組合連合会	
	久慈町漁業協同組合		久慈町漁業協同組合	
	久慈浜丸小漁業協同組合		久慈浜丸小漁業協同組合	
	磯崎漁業協同組合		磯崎漁業協同組合	

\*設置: 設置されている場合

\*外運: 事業所外運搬の場合

別図-2(2) 原子力科学研究所外通報連絡系統

\*設置: 設置されている場合

\*外運: 事業所外運搬の場合

別図-2(2) 原子力科学研究所外通報連絡系統



原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前 (平成 31 年 3 月 25 日修正版)	読み替え後 (令和 2 年 4 月 1 日から適用)	理 由																																																												
<p>別図-2(3) ~ 別図-6 (省略) 別表-1 ~ 別表-2 (省略)</p> <p>別表-3 原子力防災管理者の代行順位</p> <p>原子力防災管理者の代行順位は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="231 596 1130 1650"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>役 職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>副所長 (保安管理部等担当)</td></tr> <tr><td>2</td><td>副所長 (臨界ホット試験技術部等担当)</td></tr> <tr><td>3</td><td>保安管理部長</td></tr> <tr><td>4</td><td>放射線管理部長</td></tr> <tr><td>5</td><td>研究炉加速器技術部長</td></tr> <tr><td>6</td><td>臨界ホット試験技術部長</td></tr> <tr><td>7</td><td>バックエンド技術部長</td></tr> <tr><td>8</td><td>工務技術部長</td></tr> <tr><td>9</td><td>計画管理部長</td></tr> <tr><td>10</td><td>保安管理部次長 (防災担当)</td></tr> <tr><td>11</td><td>研究炉加速器技術部次長 (防災担当)</td></tr> <tr><td>12</td><td>臨界ホット試験技術部次長 (防災担当)</td></tr> <tr><td>13</td><td>バックエンド技術部次長 (防災担当)</td></tr> <tr><td>14</td><td>計画管理部次長 (防災担当)</td></tr> </tbody> </table> <p>* 原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。</p> <p>別表-4 ~ 別表-19 (省略) 様式 1 ~ 様式 9-2 (省略)</p>	順位	役 職 名	1	副所長 (保安管理部等担当)	2	副所長 (臨界ホット試験技術部等担当)	3	保安管理部長	4	放射線管理部長	5	研究炉加速器技術部長	6	臨界ホット試験技術部長	7	バックエンド技術部長	8	工務技術部長	9	計画管理部長	10	保安管理部次長 (防災担当)	11	研究炉加速器技術部次長 (防災担当)	12	臨界ホット試験技術部次長 (防災担当)	13	バックエンド技術部次長 (防災担当)	14	計画管理部次長 (防災担当)	<p>別図-2(3) ~ 別図-6 (変更なし) 別表-1 ~ 別表-2 (変更なし)</p> <p>別表-3 原子力防災管理者の代行順位</p> <p>原子力防災管理者の代行順位は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1463 596 2362 1650"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>役 職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>副所長 (保安管理部等担当)</td></tr> <tr><td>2</td><td>副所長 (研究炉加速器技術部等担当)</td></tr> <tr><td>3</td><td>保安管理部長</td></tr> <tr><td>4</td><td>放射線管理部長</td></tr> <tr><td>5</td><td>研究炉加速器技術部長</td></tr> <tr><td>6</td><td>臨界ホット試験技術部長</td></tr> <tr><td>7</td><td>バックエンド技術部長</td></tr> <tr><td>8</td><td>工務技術部長</td></tr> <tr><td>9</td><td>計画管理部長</td></tr> <tr><td>10</td><td>保安管理部次長 (防災担当)</td></tr> <tr><td>11</td><td>研究炉加速器技術部次長 (防災担当)</td></tr> <tr><td>12</td><td>臨界ホット試験技術部次長 (防災担当)</td></tr> <tr><td>13</td><td>バックエンド技術部次長 (防災担当)</td></tr> <tr><td>14</td><td>計画管理部次長 (防災担当)</td></tr> </tbody> </table> <p>* 原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。</p> <p>別表-4 ~ 別表-19 (変更なし) 様式 1 ~ 様式 9-2 (変更なし)</p>	順位	役 職 名	1	副所長 (保安管理部等担当)	2	副所長 (研究炉加速器技術部等担当)	3	保安管理部長	4	放射線管理部長	5	研究炉加速器技術部長	6	臨界ホット試験技術部長	7	バックエンド技術部長	8	工務技術部長	9	計画管理部長	10	保安管理部次長 (防災担当)	11	研究炉加速器技術部次長 (防災担当)	12	臨界ホット試験技術部次長 (防災担当)	13	バックエンド技術部次長 (防災担当)	14	計画管理部次長 (防災担当)	<p>人事異動による副所長の 役割分担の変更</p>
順位	役 職 名																																																													
1	副所長 (保安管理部等担当)																																																													
2	副所長 (臨界ホット試験技術部等担当)																																																													
3	保安管理部長																																																													
4	放射線管理部長																																																													
5	研究炉加速器技術部長																																																													
6	臨界ホット試験技術部長																																																													
7	バックエンド技術部長																																																													
8	工務技術部長																																																													
9	計画管理部長																																																													
10	保安管理部次長 (防災担当)																																																													
11	研究炉加速器技術部次長 (防災担当)																																																													
12	臨界ホット試験技術部次長 (防災担当)																																																													
13	バックエンド技術部次長 (防災担当)																																																													
14	計画管理部次長 (防災担当)																																																													
順位	役 職 名																																																													
1	副所長 (保安管理部等担当)																																																													
2	副所長 (研究炉加速器技術部等担当)																																																													
3	保安管理部長																																																													
4	放射線管理部長																																																													
5	研究炉加速器技術部長																																																													
6	臨界ホット試験技術部長																																																													
7	バックエンド技術部長																																																													
8	工務技術部長																																																													
9	計画管理部長																																																													
10	保安管理部次長 (防災担当)																																																													
11	研究炉加速器技術部次長 (防災担当)																																																													
12	臨界ホット試験技術部次長 (防災担当)																																																													
13	バックエンド技術部次長 (防災担当)																																																													
14	計画管理部次長 (防災担当)																																																													